銚子の水道

平成26年７月１日
第31号
編集・発行　銚子市水道課
水道課（24）8982
浄水場（22）8815
水道料金センター　電　話（30）3131
FAX（30）3133

水道課ホームページhttp://www.city.choshi.chiba.jp/suidou/

災害時でも迅速・的確な対応で
水道水をご家庭に

内　　容

２ページ　水道料金の取り扱いは…
３ページ　解体工事等による給水装置破損事故等防止のお願い
４ページ　水道についての質問と回答
５ページ　平成26年度水道事業会計予算の概要
６・７ページ　水道水および水道原水の水質結果についてお知らせします。ほか
８ページ　銚子市指定給水装置工事事業者ほか

写真は、昨年9月に千葉科学大学前駐車場周辺で実施された第34回九都県市合同防災訓練千葉県会場訓練において銚子市水道課、銚子管工事協同組合、東総広域水道企業団が合同で行った水道管の応急復旧訓練の様子です。九都県市合同防災訓練は、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市が合同で「首都直下地震」や「東海地震」に備えて毎年防災週間を考慮した適切な日に実施されています。

水道料金の取り扱いや、水道の使用開始・中止の申し込みは

銚子市水道料金センターへ

水道課では、水道料金の収納業務や水道メーターの検針業務などを民間会社（株式会社ジェネッツ）に委託しています。
現在、市役所2階の水道課では、水道料金の取り扱いを行っていません。

銚子市水道料金センターの取り扱い業務内容

○水道メーターの検針業務
○窓口および電話による水道の使用開始や中止などの届出受付業務
○水道の使用開始、中止に伴う現地での開閉栓業務
○料金に関する納入通知書の作成、発送業務
○水道料金および下水道使用料の収納業務
○未納水道料金等に関する督促業務
○インターネットによる水道の使用開始や使用中止などの届出受付業務（銚子市水道課のホームページにリンクした受託会社の届出専用ページにて受付します。）

携帯電話からは、携帯版のQRコードをご利用ください。

携帯版QRコード

コンビニエンスストアでもお支払いができます

仕事などの都合で、金融機関等でのお支払いができない場合は、コンビニでのお支払いが便利です。全国の取扱コンビニで休日、夜間でもお支払いが可能です。

お支払い方法など

・コンビニのレジに納入通知書を提示し、現金でお支払いください。
・お支払いは、納入通知書に記載された納入期限までにお願いします。
・汚れ等により、バーコードの読み取りができないものは、コンビニでのお取り扱いができませんので、収納取扱金融機関または水道料金センターでお支払いください。
※口座振替をご利用のお客様には、納入通知書の送付はしていません。

□取扱コンビニ店

セブンイレブン	ローソン
ファミリーマート	デイリーヤマザキ
ヤマザキデイリーストア	サークルK
サンクス	ミニストップ
セイコーマート	ココストア
スリーエフ	ポプラ
コミュニティ・ストア	セーブオン
MMK(マルチメディアキオスク)設置店	

銚子市水道料金センター（株式会社ジェネッツ　銚子営業所）

銚子市中央町９-30　富士薬品ビル３階
電話 0479(30)3131　FAX 0479(30)3133

●営業時間

平日／午前８時30分～午後６時　　土曜／午前８時30分～正午
日曜、祝日、年末年始は休業します

※水道の使用開始、引っ越しによる中止精算については、電話、ファックス等にて、開閉栓希望日の前営業日までに、水道料金センターへお申し込みください。

●身分証明書の携帯

水道料金センターの職員（株式会社ジェネッツの社員・検針員）は、銚子市水道課が交付する身分証明書を必ず携帯していますので、ご不審の場合は身分証明書の提示を求めるか、水道料金センターまでお問い合わせください。

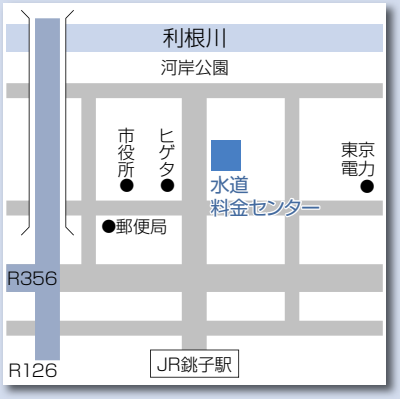

解体工事等による給水装置破損事故等防止のお願い

最近、建物の解体工事等において、給水装置（水道管）の破損による漏水事故や水道の無断使用等のトラブルが多発しています。

解体工事等の依頼主や工事関係者の皆様は、下記の注意事項をご理解いただき、給水装置（水道管）の破損事故等の防止にご協力ください。

給水装置の事前調査等

□　敷地内の給水装置の設置場所を確認してください。水道課（市役所２階）にて設置場所を確認することができます。詳しいことは水道課給水装置班（0479-24-8983）へお問い合わせください。

□　給水装置を撤去し、水道を使用しなくなる場合は、必ず指定給水装置工事事業者に撤去工事を依頼してください。

□　水道の使用休止中の建物の解体工事で水道水を使用する場合は、必ず水道料金センター（0479-30-3131）へ連絡してください。
※無断で水道水を使用することはできません。

解体工事の注意事項

□　給水装置（水道管、水道メーター及び止水栓）の位置を重機オペレータや作業従事者に明示し、破損させないよう慎重に作業してください。

給水装置を破損した場合

□　破損箇所を確認し、止水栓やメーターボックス内のバルブで止水してください。

□　止水栓等で止水できない場合は、速やかに指定給水装置工事事業者に修理を依頼してください。
※給水装置は個人財産のため、破損等を起こした場合は、水道課では修理を行いません。

水道メーター付近に磁気活水器を取り付けないでください！

水道水を磁気等で活水するとされる装置を水道メーター付近に設置するご家庭があります。

磁気装置が水道メーターボックス内に設置されると、磁気の影響で水道メーターが故障し、正常な使用水量の計量ができなくなるおそれがあり、またメーター交換の際にも支障をきたすことから、水道メーターの周辺には磁気装置を設置しないでください。

なお、自己責任で設置する場合は、水道メーターから離れた場所に設置してください。磁気装置の影響で水道メーターの故障が生じた場合の取替費用等については、お客様の負担となりますのでご注意ください。

水道についての質問と回答(Q&A)

■水道料金について

質問　水道料金の支払い方法は？

回答　水道料金については、２か月ごとに検針を行いその使用水量に基づき料金を算出・請求します。送付する納入通知書(請求書)には支払期限が明記されていますので、期限内にお支払い下さい。納入期限までに納めていただけない場合、督促状を送付します。さらにお支払いが無い場合、あらかじめお知らせした上で、給水を停止することがあります。

お支払い方法

口座振替

お客様の預金口座から２か月に１回、自動引き落としによってお支払いいただく方法です。口座振替日は、検針月の翌月の10日(休日の場合は翌営業日)です。

納入通知書

納入通知書でお支払いいただく方法です。金融機関、コンビニ、水道料金センターの各窓口でお支払いできます。納入通知書の発送は、検針月の25日ごろ(休日の場合は直前営業日)です。

質問　水道料金のしくみはどうなっているの？

回答　水道料金は、使用水量に応じ基本料金と従量料金の合計で計算します。(下表参照)

このうち、基本料金は水道メーターの口径によって変わり、メーター口径が25㎜までは２か月分の使用水量16㎥まで基本料金のみとなり、これを超えた分は従量料金を加えて計算します。

メーター口径が40㎜以上の場合、使用水量１㎥から従量料金が発生し基本料金に加えて計算します。

■手続きについて

質問　新たに水道を使用するときの手続きは？

回答　引っ越しなどにより新たに水道を使用するときは、必ず水道料金センターまでご連絡下さい。給水開始の申し込みをせずに水道を使用することはできません。

お知らせいただく内容

○水道を使用する住所(アパートなどの場合は、建物の名称と部屋番号)
○使用者の氏名と連絡先(電話番号)
○使用を開始する年月日

質問　水道の使用を止めるときの手続きは？

回答　引っ越しなどにより現在使用している水道を止めるときは、水道料金の精算が必要です。引っ越しの日程が決まりましたら、早めに水道料金センターまでご連絡下さい。

引っ越しの日に検針を行い、料金を算出し、引っ越し先へ納入通知書(請求書)を送付します。また、現地で料金を清算することもできます。

お知らせいただく内容

○水栓番号(お客さま番号)※「使用水量のお知らせ」に表示してあります。
○使用していた住所と使用者氏名
○引越日と引越先

質問　宅地内の水道工事（修理）の手続きは？

回答　各家庭における水道の新設・増設・変更・撤去・漏水の修理は、銚子市が指定する「指定給水装置工事事業者」に依頼して下さい。

〈 水 道 料 金 表 〉

基本料金表(２か月分･消費税抜き)

メーター口径	基本料金
13mm	1,860円
20mm	2,700円
25mm	4,000円
40mm	12,400円
50mm	22,600円
75mm	47,000円
100mm	77,000円
150mm	165,600円

従量料金表(２か月分･消費税抜き。一般用)

使用水量	従量料金(１㎥あたりの料金)		
	13･20･25㎜	40･50㎜	75･100･150㎜
１㎥以上16㎥以下	0円	195円	255円
16㎥を超え40㎥以下	155円		
41㎥を超え200㎥以下	195円		
201㎥を超え600㎥以下	255円	255円	
601㎥を超え2,000㎥以下	315円	315円	315円
2,001㎥を超えるもの	355円	355円	355円

※上記により算定した料金に消費税額を加算した額を請求させていただきます。

平成26年度 水道事業会計予算の概要

今年度の主な事業は

○老朽配水管を取り替えます。
○老朽浄水施設（新宿取水場ポンプ設備など）を更新します。

■ 収益的収入および支出　<家庭などに給水するための予算>

収　入　25億400万円

支　出　24億3,100万円

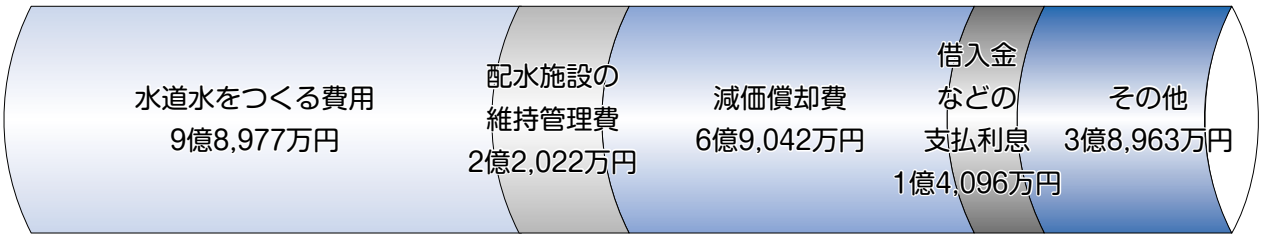

収支の差額は、施設整備などに充てるため積み立てる予定です。

■ 資本的収入および支出　<水道施設を整備するための予算>

収　入　4億271万円

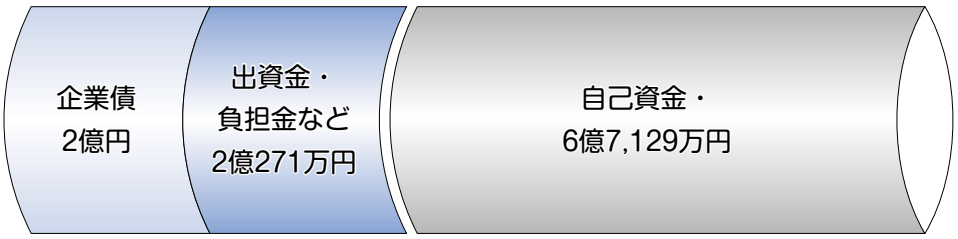

支　出　10億7,400万円

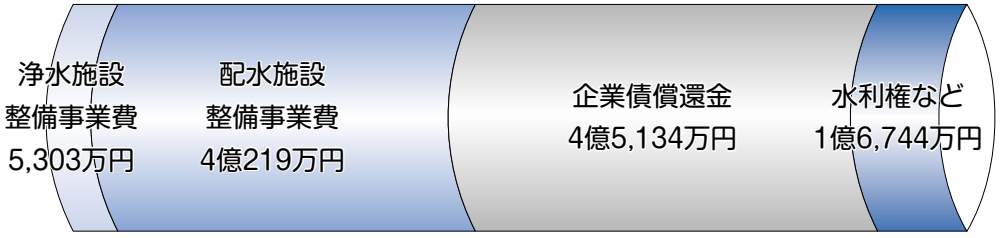

■出資金
水利権の取得に係る費用などについて、国の基準による市（一般会計）からの繰入金です。

■負担金
配水管布設替工事に対する下水道事業特別会計等からの負担金です。

■自己資金
収入支出の不足額は、内部留保されている自己資金（減価償却費などの現金の支出を伴わないもの）で補てんします。

検査結果についてお知らせします。

（平成25年度測定数値）

水道水が安全で良質なことを確認しています。　■問合せ 本城浄水場☎(22)8815

	No.	項目名	単位	水質基準値	水道水 浄水（本城浄水場内）	水道水 犬吠埼（本城系）	水道水 猿田町（企業団系）	原水 高田川（白石取水場）	原水 黒部川（新宿取水場）
健康に関連する項目	27	トリクロロ酢酸	mg/ℓ	0.2mg/ℓ以下	0.002未満	0.002	0.002未満	—	—
	28	ブロモジクロロメタン	mg/ℓ	0.03mg/ℓ以下	0.005	0.008	0.012	—	—
	29	ブロモホルム	mg/ℓ	0.09mg/ℓ以下	0.005	0.009	0.007	—	—
	30	ホルムアルデヒド	mg/ℓ	0.08mg/ℓ以下	0.002未満	0.002	0.002未満	—	—
水道が有すべき性状に関連する項目	31	亜鉛及びのぞ化合物	mg/ℓ	1.0mg/ℓ以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.007	0.005未満
	32	アルミニウム及びその化合物	mg/ℓ	0.2mg/ℓ以下	0.03	0.04	0.02	0.55	0.48
	33	鉄及びその化合物	mg/ℓ	0.3mg/ℓ以下	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.81	0.64
	34	銅及びその化合物	mg/ℓ	1.0mg/ℓ以下	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満
	35	ナトリウム及びその化合物	mg/ℓ	200mg/ℓ以下	26.7	31.1	30.4	33.1	24.5
	36	マンガン及びその化合物	mg/ℓ	0.05mg/ℓ以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.095	0.079
	37	塩化物イオン	mg/ℓ	200mg/ℓ以下	44.0	47.0	47.9	41.4	38.1
	38	カルシウム､マグネシウム(硬度)	mg/ℓ	300mg/ℓ以下	83	86	82	152	78
	39	蒸発残留物	mg/ℓ	500mg/ℓ以下	208	213	209	367	208
	40	陰イオン界面活性剤	mg/ℓ	0.2mg/ℓ以下	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満
	41	ジェオスミン	mg/ℓ	0.00001mg/ℓ以下	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000003	0.000003
	42	2−メチルイソボルネオール	mg/ℓ	0.00001mg/ℓ以下	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000003	0.000005
	43	非イオン界面活性剤	mg/ℓ	0.02mg/ℓ以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.008	0.002未満
	44	フェノール類	mg/ℓ	0.005mg/ℓ以下	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満
	45	有機物「全有機炭素(TOC)の量」	mg/ℓ	3mg/ℓ以下	1.1	1.1	0.7	3.1	3.2
	46	pH 値	—	5.8以上8.6以下	7.1	7.3	7.5	7.7	8.2
	47	味	—	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	—	—
	48	臭気	—	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	藻臭	藻臭
	49	色度	度	5度以下	1.0未満	1.0未満	1.0未満	9.1	7.8
	50	濁度	度	2度以下	0.1未満	0.1未満	0.1未満	10.1	15.0
	51	残留塩素	mg/ℓ	0.1mg/ℓ以上	0.9	0.4	0.4	—	—

注１　表中の「○○未満」表示は定量限界値のためです。
注２　１の一般細菌の単位、CFUは集落数です。
注３　51の残留塩素は水質基準ではありませんが、水道法施行規則で衛生上必要な措置として定められています。

水道メーターの検針にご協力を！

■メーターボックスの上に車を止めたり、物を置かないでください。
■犬は出入り口やメーターから離れた場所につないでください。

一般のご家庭には２か月に１度、事業所などには毎月、検針員が水道メーターの検針に伺っています。ご協力をお願いします。

有効期限を迎える水道メーターを交換します。

水道課では、計量法により定められた有効期限が満了を迎える水道メーターを毎年交換しています。

交換作業は、水道課が委託した指定給水装置工事事業者が、対象となるご家庭に直接伺い実施します。

交換作業の料金は無料です。

水道水及び水道原水の水質

水道課では、定期的に水質検査を実施し、

	No.	項目名	単位	水質基準値	水道水 浄水（本城浄水場内）	水道水 犬吠埼（本城系）	水道水 猿田町（企業団系）	原水 高田川（白石取水場）	原水 黒部川（新宿取水場）
健康に関連する項目	1	一般細菌	CFU/mℓ	100以下	0	0	0	11,150	2,366
	2	大腸菌	＋－	検出されないこと	－	－	－	＋	＋
	3	カドミウム及びその化合物	mg/ℓ	0.003mg/ℓ以下	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満
	4	水銀及びその化合物	mg/ℓ	0.0005mg/ℓ以下	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満
	5	セレン及びその化合物	mg/ℓ	0.01mg/ℓ以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
	6	鉛及びその化合物	mg/ℓ	0.01mg/ℓ以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
	7	ヒ素及びその化合物	mg/ℓ	0.01mg/ℓ以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.002
	8	六価クロム化合物	mg/ℓ	0.05mg/ℓ以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満
	9	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/ℓ	0.01mg/ℓ以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
	10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/ℓ	10mg/ℓ以下	1.82	1.83	1.55	14.06	1.42
	11	フッ素及びその化合物	mg/ℓ	0.8mg/ℓ以下	0.10	0.11	0.13	0.08未満	0.14
	12	ホウ素及びその化合物	mg/ℓ	1.0mg/ℓ以下	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05
	13	四塩化炭素	mg/ℓ	0.002mg/ℓ以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
	14	1,4－ジオキサン	mg/ℓ	0.05mg/ℓ以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
	15	シス－1,2－ジクロロエチレン及びトランス－1,2－ジクロロエチレン	mg/ℓ	0.04mg/ℓ以下	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満
	16	ジクロロメタン	mg/ℓ	0.02mg/ℓ以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満
	17	テトラクロロエチレン	mg/ℓ	0.01mg/ℓ以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
	18	トリクロロエチレン	mg/ℓ	0.01mg/ℓ以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
	19	ベンゼン	mg/ℓ	0.01mg/ℓ以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
	20	塩素酸	mg/ℓ	0.6mg/ℓ以下	0.05	0.05	0.07	—	—
	21	クロロ酢酸	mg/ℓ	0.02mg/ℓ以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満	—	—
	22	クロロホルム	mg/ℓ	0.06mg/ℓ以下	0.002	0.003	0.008	—	—
	23	ジクロロ酢酸	mg/ℓ	0.04mg/ℓ以下	0.002未満	0.003	0.002未満	—	—
	24	ジブロモクロロメタン	mg/ℓ	0.1mg/ℓ以下	0.012	0.018	0.014	—	—
	25	臭素酸	mg/ℓ	0.01mg/ℓ以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	—	—
	26	総トリハロメタン	mg/ℓ	0.1mg/ℓ以下	0.024	0.038	0.041	—	—

貯水槽（受水槽や高置水槽）を設置されている方へ

ビル、アパート、学校、病院などの多くは、水道水を受水槽にいったん受けて、使用者に配水しています。

これらのうち、有効水量10㎥を超える受水槽を設置されている方（設置者）は、法令により毎年1回、国の登録を受けた検査機関の検査を受け、定期的な点検や清掃が義務付けられています。

有効水量10㎥以下の受水槽を設置されている方は、法令による義務付けはありませんが、いつでも安全で安心な水を利用できるよう、年1回以上の清掃と水の色、味、臭いなどの点検をお願いします。

また、マンホールのふたのカギや防虫網にも異常がないか確認をお願いします。

問合せ　水道課給水装置班☎(24)8983

>>> 銚子市指定給水装置工事事業者 <<<

※市内業者のみ掲載しております。

No.	事業者名	所在地	電話番号	No.	事業者名	所在地	電話番号
1	㈱野口工業	銚子市新地町1489	22-0043	15	小原設備	銚子市春日町3138-6	22-4833
2	㈲辻電業社	銚子市唐子町33-5	22-2147	16	明成設備㈱	銚子市和田町6-1	22-1011
3	㈱藤本設備	銚子市栄町1-1456	22-1207	17	伊藤水道㈱	銚子市長塚町5-2787	23-0362
4	㈱中根工務店	銚子市長塚町3-258-2	24-7511	18	㈲コーチ設備	銚子市上野町241-12	25-8533
5	宮銀水道設備	銚子市新生町1-122	22-0007	19	石毛商事㈱	銚子市芦崎町371	33-2335
6	㈱シラト設備	銚子市新生町2-22-4	24-4123	20	川口住設工業	銚子市松岸町3-329-1	24-2527
7	和光設備㈱	銚子市東芝町1-7	23-3245	21	外川燃料設備	銚子市榊町3440-6	24-2292
8	㈱嘉平屋設備	銚子市芦崎町116	33-0068	22	常盤燃料	銚子市植松町2205	23-6107
9	㈲大川水道設備	銚子市川口町2-6397	22-3572	23	梶山商店	銚子市猿田町632	33-0378
10	清永建設㈱	銚子市桜井町472	30-1919	24	㈲コバヤシ	銚子市松岸町1-94	25-6741
11	㈲山平商店	銚子市高田町3-774	33-0029	25	下谷設備	銚子市小浜町1698	23-8541
12	銚子燃料㈱	銚子市松岸町3-383	22-0961	26	㈱飯田富蔵商店	銚子市陣屋町4-11	22-1714
13	㈲沼橋管工設備	銚子市高神西町548	23-2588	27	銚子簡易ガス事業協同組合	銚子市唐子町371-30	23-5711
14	㈲三東建設	銚子市大橋町15-5	23-6450	28	㈲節工業	銚子市黒生町7353-3	25-6772

平成26年７月１日現在

◎ ご家庭の水道工事は、銚子市指定給水装置工事事業者へご相談ください。

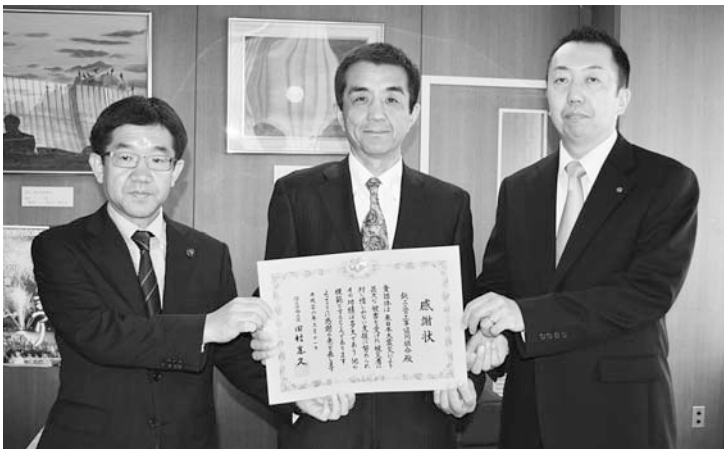

銚子管工事協同組合に対して厚生労働大臣感謝状が贈られました。

先の東日本大震災における被災者への迅速かつ的確な支援活動に対して、厚生労働大臣から感謝状が贈られ、4月14日にその伝達式が市長室において行われました。

（写真左から越川市長、小倉理事長、富永専務理事）

ご存知でしたか？ 家庭内の漏水のみつけかた

家庭内の漏水は、水道メーターを見ることで簡単に見つけることができます。

まず、家庭内の蛇口を全部閉めた後、水道メーターのフタを開けます。（右写真）メーターの数字の表示部の下にパイロットと呼ばれる回転体が回っていると水が流れている状態です。水を使ってないはずなのにパイロットが回転する場合は、漏水の可能性が高いです。修理した際は、状況により料金減免の措置が受けられることがあります。

■問合せ
水道料金センター☎(30)3131